

＊北海道公報

発行 北 海 道
(総務部法制文書課)
電話 011 - 231 - 4111
(内線 22-264)
FAX 011 - 232 - 1385
印刷 富士プリント(株)

目 次	ページ
告 示	
○平成15年度道指定鳥獣保護区の指定の予定..... (自然環境課)	225
○平成15年度道指定鳥獣保護区特別保護区の指定の予定..... (自然環境課)	226
○特定非営利活動法人の設立の認証申請..... (生活振興課)	231
○特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請..... (生活振興課)	232
○平成15年度クリーニング師試験の実施..... (食品衛生課)	233
○道営土地改良事業計画の決定..... (土地改良指導課)	234
○道営土地改良事業変更計画の決定..... (土地改良指導課)	234
○特定第 2 号漁業者に係る共済契約の締結についての同意の確認..... (水産経営課)	234
○知事権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課)	234
○知事権限に係る保安林の指定 (2 件) (治山課)	234
○知事権限に係る保安林の指定の解除..... (治山課)	235
○公共測量の実施の通知..... (建設部総務課)	236
○道路の区域の変更..... (道路整備課)	236
○道路の供用の開始..... (道路整備課)	237
○道路の区域の変更及び供用の開始..... (道路整備課)	237
○河川区域の廃止等により生じた廃川敷地等..... (河川課)	238
○公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功認可..... (砂防災課)	238
○北海道立道南四季の杜公園及び北海道立十勝エコロジープークの供用の開始 (公園下水道課)	240
支 庁 告 示	
○建築基準法による一定の複数建築物の認定.....	240
○特定調達契約に係る入札の公告.....	240
支 庁 公 告	
○公募型プロポーザルの実施.....	242
道選挙管理委員会告示	
○政治団体の設立の届出 (平成15年 1 月分)	243
○政治団体の届出事項の異動届出 (平成15年 1 月分)	247
○政治団体の解散の届出 (平成15年 1 月分)	251

○資金管理団体の指定の届出 (平成15年 1 月分)	251
○資金管理団体の届出事項の異動届出 (平成15年 1 月分)	253
○資金管理団体の指定取消しの届出 (平成15年 1 月分)	254
○資金管理団体でなくなった旨の届出 (平成15年 1 月分)	254
○政党支部の届出 (平成15年 1 月分)	254

告 示
北海道告示第1125号 道指定鳥獣保護区の指定について、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成14年法律第88号) 第28条 1 項の規定により、次のとおり道指定鳥獣保護区を指定する予定である。 当該鳥獣保護区の名称、区域、存続期間及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針の案 (以下「指針案」という。) は、北海道環境生活部環境室自然環境課及び支庁地域政策部環境生活課に備え置いて、告示の日から 2 週間、公衆の縦覧に供する。 なお、区域の住民及び利害関係人は、平成15年 6 月24日 (火) から 7 月 8 日 (火) までの間に、縦覧した指針案について、知事に意見書を提出することができる。 平成15年 6 月24日 北海道知事 高 橋 はるみ
1 名 称 道指定兜沼鳥獣保護区
2 区 域 天塩郡豊富町字兜沼に所在する兜沼中央排水右岸と北海道旅客鉄道株式会社用地との交点を起点とし、この点から同鉄道用地界に沿って同町字上サロベツ713番 7 との境界線に至り、この点から同地番、1071番 1、8、7、7247番、1113番1、5562番 3、1、7719番 1、5612番 1、7720番 1、9462番、7867番10、18、9 の各地番界の境界に沿って進み、さらにそのまま見通して兜沼幹線排水右岸との交点に至り、この点から同排水及び沼向排水路右岸に沿って進み兜沼サイクリングロードとの交点に至り、この点から同サイクリングロードに沿って兜沼中央排水右岸との交点に至り、この点から同排水右岸に沿って進み起点に至る線に囲まれた区域
3 存 続 期 間 平成15年10月 1 日から平成25年 9 月30日まで (10年間)
4 保護に関する指針 (1) 道指定鳥獣保護区の指定区分 集団渡来地の保護区 (2) 道指定鳥獣保護区の指定目的

兜沼はガンカモ類をはじめとする渡り鳥の中継地として重要な湖沼であり、とりわけヒシクイの渡来地として重要である。また、アカエリカイツブリをはじめとする水禽類の繁殖が見られるほか、沼周辺部は草原性及び森林性の鳥類の生息地となっている。そのため集団渡来地の保護区として道指定鳥獣保護区に指定し、その保全を図るものである。

(3) 管 理 方 針

定期的に巡視を実施するなどにより鳥獣の生息状態を確認し、また、違法行為や鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定した生息が図られるよう適切な管理に努める。

農林業被害や人身事故の危険を踏まえた有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の事情を十分考慮し、適切に対応する。

北海道告示第1126号

道指定鳥獣保護区特別保護地区の指定について、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、次のとおり道指定鳥獣保護区に特別保護地区を指定する予定である。

当該特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区の保護に関する指針の案（以下「指針案」という。）は、北海道環境生活部環境室自然環境課及び支庁地域政策部環境生活課に備え置いて、告示の日から2週間、公衆の縦覧に供する。

なお、区域の住民及び利害関係人は、平成15年6月24日（火）から7月8日（火）までの間に、縦覧した指針案について、知事に意見書を提出することができる。

平成15年6月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 名 称

大島特別保護地区

(2) 区 域

道指定大島鳥獣保護区の全域

(3) 存 続 期 間

平成15年10月1日から平成35年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

集団繁殖地の保護区

イ 特別保護地区の指定目的

大島は、火山活動の影響を受けた植生遷移や、高山植物の分布など特異な植生が見られ、また、渡り鳥の中継地として多数の種類が記録されているほか、とりわけオオ

ミズナギドリ of の最北限の繁殖地として貴重な存在である。さらにこれらの自然環境が、人為的影響が極めて少ない状態で保全されていることが注目されている。

そのため、昭和58年10月に、集団繁殖地の保護区として道指定鳥獣保護区及び特別保護地区を指定し、その保全を図ってきたところであり、現在の存続期間の満了に当たり、引き続き特別保護地区の指定を行うものである。

ウ 管 理 方 針

避難漁港工事、漁業関係者による避難漁港の利用及び灯台の管理以外、基本的には外部からの人の進入がないため、不必要な人の進入やそれに伴う外来生物の進入が起らないよう、関係各機関等と協力しつつ適切な対処に努める。

道立自然公園及び国の天然記念物に指定されていることから、関係各機関等と協力しつつ、適切な保護管理に努める。

2(1) 名 称

恵岱別特別保護地区

(2) 区 域

道指定恵岱別鳥獣保護区のうち、国有林空知森林管理署北空知支署446林班い小班の区域

(3) 存 続 期 間

平成15年10月1日から平成35年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 特別保護地区の指定目的

恵岱別鳥獣保護区のうち、特に鳥獣の生息地として良好な地域であるため、当初林野庁により特別保護地区に指定されている（昭和58年に道指定鳥獣保護区特別保護地区に移管）。

この度、現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の生息環境を保全するため、特別保護地区を指定する。

ウ 管 理 方 針

定期的に巡視を実施するなどにより鳥獣の生息状態を確認し、また、違法行為や鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定した生息が図られるよう適切な管理に努める。

農林業被害や人身事故の危険を踏まえた有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の事情を十分考慮し、適切に対応する。

- 3(1) 名 称
占冠特別保護地区
- (2) 区 域
道指定占冠鳥獣保護区のうち、勇払郡占冠村字ニニウ3205番並びに国有林上川南部森林管理署1266林班い、八及びへ小班の区域
- (3) 存 続 期 間
平成15年10月1日から平成35年9月30日まで（20年間）
- (4) 保護に関する指針
- ア 道指定鳥獣保護区の指定区分
森林鳥獣生息地の保護区
- イ 特別保護地区の指定目的
占冠鳥獣保護区のうち、特に鳥獣の生息地として良好な地域であるため、当初林野庁により特別保護地区に指定されている（昭和58年に道指定鳥獣保護区特別保護地区に移管）。
- この度、現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の生息環境を保全するため、特別保護地区を指定する。
- ウ 管 理 方 針
定期的に巡視を実施するなどにより鳥獣の生息状態を確認し、また、違法行為や鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定した生息が図られるよう適切な管理に努める。
- 農林業被害や人身事故の危険を踏まえた有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の事情を十分考慮し、適切に対応する。
- 4(1) 名 称
幾寅特別保護地区
- (2) 区 域
道指定幾寅鳥獣保護区のうち、国有林上川南部森林管理署121林班い小班の区域
- (3) 存 続 期 間
平成15年10月1日から平成35年9月30日まで（20年間）
- (4) 保護に関する指針
- ア 道指定鳥獣保護区の指定区分
森林鳥獣生息地の保護区
- イ 特別保護地区の指定目的
幾寅鳥獣保護区のうち、特に鳥獣の生息地として良好な地域であるため、当初林野庁により特別保護地区に指定されている（昭和58年に道指定鳥獣保護区特別保護地区

- に移管）。
- この度、現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の生息環境を保全するため、特別保護地区を指定する。
- ウ 管 理 方 針
定期的に巡視を実施するなどにより鳥獣の生息状態を確認し、また、違法行為や鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定した生息が図られるよう適切な管理に努める。
- 農林業被害や人身事故の危険を踏まえた有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の事情を十分考慮し、適切に対応する。
- 5(1) 名 称
朝日特別保護地区
- (2) 区 域
道指定朝日鳥獣保護区のうち、国有林上川北部森林管理署朝日事務所160林班い及びイ小班の区域
- (3) 存 続 期 間
平成15年10月1日から平成35年9月30日まで（20年間）
- (4) 保護に関する指針
- ア 道指定鳥獣保護区の指定区分
森林鳥獣生息地の保護区
- イ 特別保護地区の指定目的
朝日鳥獣保護区のうち、特に鳥獣の生息地として良好な地域であるため、当初林野庁により特別保護地区に指定されている（昭和58年に道指定鳥獣保護区特別保護地区に移管）。
- この度、現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の生息環境を保全するため、特別保護地区を指定する。
- ウ 管 理 方 針
定期的に巡視を実施するなどにより鳥獣の生息状態を確認し、また、違法行為や鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定した生息が図られるよう適切な管理に努める。
- 農林業被害や人身事故の危険を踏まえた有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の事情を十分考慮し、適切に対応する。
- 6(1) 名 称
風連特別保護地区

(2) 区 域

道指定風連鳥獣保護区のうち、国有林上川北部森林管理署1143林班い及びに小班の区域

(3) 存 続 期 間

平成15年10月1日から平成35年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 特別保護地区の指定目的

風連鳥獣保護区のうち、特に鳥獣の生息地として良好な地域であるため、当初林野庁により特別保護地区に指定されている（昭和58年に道指定鳥獣保護区特別保護地区に移管）。

この度、現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の生息環境を保全するため、特別保護地区を指定する。

ウ 管 理 方 針

定期的に巡視を実施するなどにより鳥獣の生息状態を確認し、また、違法行為や鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定した生息が図られるよう適切な管理に努める。

農林業被害や人身事故の危険を踏まえた有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の事情を十分考慮し、適切に対応する。

7(1) 名 称

藤山特別保護地区

(2) 区 域

道指定藤山鳥獣保護区のうち、国有林留萌南部森林管理署189林班い小班、イ小班及び口小班の区域

(3) 存 続 期 間

平成15年10月1日から平成35年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 特別保護地区の指定目的

藤山鳥獣保護区のうち、特に鳥獣の生息地として良好な地域であるため、当初林野庁により特別保護地区に指定されている（昭和58年に道指定鳥獣保護区特別保護地区に移管）。

この度、現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の生息環境を保全するため、特別保護地区を指定する。

ウ 管 理 方 針

定期的に巡視を実施するなどにより鳥獣の生息状態を確認し、また、違法行為や鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定した生息が図られるよう適切な管理に努める。

農林業被害や人身事故の危険を踏まえた有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の事情を十分考慮し、適切に対応する。

8(1) 名 称

達布特別保護地区

(2) 区 域

道指定達布鳥獣保護区のうち、国有林留萌南部森林管理署1169林班い及び口小班の区域

(3) 存 続 期 間

平成15年10月1日から平成35年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 特別保護地区の指定目的

達布鳥獣保護区のうち、特に鳥獣の生息地として良好な地域であるため、当初林野庁により特別保護地区に指定されている（昭和58年に道指定鳥獣保護区特別保護地区に移管）。

この度、現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の生息環境を保全するため、特別保護地区を指定する。

ウ 管 理 方 針

定期的に巡視を実施するなどにより鳥獣の生息状態を確認し、また、違法行為や鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定した生息が図られるよう適切な管理に努める。

農林業被害や人身事故の危険を踏まえた有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の事情を十分考慮し、適切に対応する。

9(1) 名 称

羽幌特別保護地区

(2) 区 域

道指定羽幌鳥獣保護区のうち、国有林留萌北部森林管理署2191林班い及び二小班の区域 (3) 存 続 期 間 平成15年10月1日から平成35年9月30日まで（20年間） (4) 保護に関する指針 ア 道指定鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区 イ 特別保護地区の指定目的 羽幌鳥獣保護区のうち、特に鳥獣の生息地として良好な地域であるため、当初林野庁により特別保護地区に指定されている（昭和58年に道指定鳥獣保護区特別保護地区に移管）。 この度、現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の生息環境を保全するため、特別保護地区を指定する。 ウ 管 理 方 針 定期的に巡視を実施するなどにより鳥獣の生息状態を確認し、また、違法行為や鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定した生息が図られるよう適切な管理に努める。 農林業被害や人身事故の危険を踏まえた有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の事情を十分考慮し、適切に対応する。 10(1) 名 称 枝幸特別保護地区 (2) 区 域 道指定枝幸鳥獣保護区のうち、国有林宗谷森林管理署枝幸事務所157林班ろ小班の区域 (3) 存 続 期 間 平成15年10月1日から平成25年9月30日まで（10年間） (4) 保護に関する指針 ア 道指定鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区 イ 特別保護地区の指定目的 枝幸鳥獣保護区のうち、特に鳥獣の生息地として良好な地域であるため、当初林野庁により特別保護地区に指定されている（昭和58年に道指定鳥獣保護区特別保護地区に移管）。 この度、現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の生息環境を保全するため、	特別保護地区を指定する。 ウ 管 理 方 針 定期的に巡視を実施するなどにより鳥獣の生息状態を確認し、また、違法行為や鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定した生息が図られるよう適切な管理に努める。 農林業被害や人身事故の危険を踏まえた有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の事情を十分考慮し、適切に対応する。 11(1) 名 称 ピヤシリ特別保護地区 (2) 区 域 道指定ピヤシリ鳥獣保護区のうち、道有林雄武経営区275林班04小班及び280林班04小班の区域 (3) 存 続 期 間 平成15年10月1日から平成25年9月30日まで（10年間） (4) 保護に関する指針 ア 道指定鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区 イ 特別保護地区の指定目的 ピヤシリ鳥獣保護区のうち、特に鳥獣の生息地として良好な地域であるため、昭和58年に特別保護地区に指定されている。 この度、現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の生息環境を保全するため、特別保護地区を指定する。 ウ 管 理 方 針 定期的に巡視を実施するなどにより鳥獣の生息状態を確認し、また、違法行為や鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定した生息が図られるよう適切な管理に努める。 農林業被害や人身事故の危険を踏まえた有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の事情を十分考慮し、適切に対応する。 12(1) 名 称 歴舟川特別保護地区（旧名称 日方川特別保護区） (2) 区 域 道指定歴舟川鳥獣保護区のうち、国有林十勝西部森林管理署大樹森林管理センター31林班に小班の区域
--	---

(3) 存 続 期 間

平成15年10月1日から平成35年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 特別保護地区の指定目的

歴舟川鳥獣保護区のうち、特に鳥獣の生息地として良好な地域であるため、当初林野庁により特別保護地区に指定されている（昭和58年に道指定鳥獣保護区特別保護地区に移管）。

この度、現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の生息環境を保全するため、特別保護地区を指定する。

ウ 管 理 方 針

定期的に巡視を実施するなどにより鳥獣の生息状態を確認し、また、違法行為や鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定した生息が図られるよう適切な管理に努める。

農林業被害や人身事故の危険を踏まえた有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の事情を十分考慮し、適切に対応する。

13(1) 名 称

雌阿寒特別保護地区

(2) 区 域

道指定雌阿寒鳥獣保護区のうち、足寄郡足寄町に所在する国有林十勝東部森林管理署56林班のうち、に、ほ及びワの各小班の区域

(3) 存 続 期 間

平成15年10月1日から平成35年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 特別保護地区の指定目的

雌阿寒鳥獣保護区のうち、特に鳥獣の生息地として良好な地域であるため、当初林野庁により特別保護地区に指定されている（昭和58年に道指定鳥獣保護区特別保護地区に移管）。

この度、現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の生息環境を保全するため、特別保護地区を指定する。

ウ 管 理 方 針

定期的に巡視を実施するなどにより鳥獣の生息状態を確認し、また、違法行為や鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定した生息が図られるよう適切な管理に努める。

自然公園法（昭和32年法律第161号）により定められる公園計画との連携等を考慮し、自然とのふれあいの場、環境学習の場として活用を図る。

農林業被害や人身事故の危険を踏まえた有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の事情を十分考慮し、適切に対応する。

14(1) 名 称

上茶路特別保護地区

(2) 区 域

道指定上茶路鳥獣保護区のうち、国有林根釧西部森林管理署1058林班の区域

(3) 存 続 期 間

平成15年10月1日から平成35年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 特別保護地区の指定目的

上茶路鳥獣保護区のうち、特に鳥獣の生息地として良好な地域であるため、当初林野庁により特別保護地区に指定されている（昭和58年に道指定鳥獣保護区特別保護地区に移管）。

この度、現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の生息環境を保全するため、特別保護地区を指定する。

ウ 管 理 方 針

定期的に巡視を実施するなどにより鳥獣の生息状態を確認し、また、違法行為や鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定した生息が図られるよう適切な管理に努める。

農林業被害や人身事故の危険を踏まえた有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の事情を十分考慮し、適切に対応する。

15(1) 名 称

尾幌特別保護地区

(2) 区 域

道指定尾幌鳥獣保護区のうち、国有林根釧西部森林管理署7林班のうち、ほからりまで、わ及びわ₁の各小班の区域

(3) 存 続 期 間 平成15年10月1日から平成35年9月30日まで（20年間） (4) 保護に関する指針 ア 道指定鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区 イ 特別保護地区の指定目的 尾幌鳥獣保護区のうち、特に鳥獣の生息地として良好な地域であるため、当初林野庁により特別保護地区に指定されている（昭和58年に道指定鳥獣保護区特別保護地区に移管）。 この度、現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の生息環境を保全するため、特別保護地区を指定する。 ウ 管 理 方 針 定期的に巡視を実施するなどにより鳥獣の生息状態を確認し、また、違法行為や鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定した生息が図られるよう適切な管理に努める。 北海道立自然公園条例（昭和33年北海道条例第36号）により定められる公園計画との連携等を考慮し、自然とのふれあいの場、環境学習の場として活用を図る。 農林業被害や人身事故の危険を踏まえた有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の事情を十分考慮し、適切に対応する。		与することを目的とする。 2(1) 申請のあった年月日 平成15年5月22日 (2) 特定非営利活動法人の名称 みてねっと北海道 (3) 代表者の氏名 初貝 信征 (4) 主たる事務所の所在地 札幌市白石区本通9丁目北4-41 サンエイビル205 (5) 定款に記載された目的 この法人は、非営利団体の活動、ボランティアに関する情報の映像配信や撮影技術指導などの事業及び国際交流に関わる催し等の紹介を行うことにより、非営利法人・団体の支援、国際協力、情報化社会の発展に寄与することを目的とする。	
北海道告示第1127号 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により公告する。 平成15年6月24日 北海道知事 高 橋 はるみ		3(1) 申請のあった年月日 平成15年5月26日 (2) 特定非営利活動法人の名称 北海道健康づくり協会 (3) 代表者の氏名 原崎 保栄 (4) 主たる事務所の所在地 函館市五稜郭町22番16号 (5) 定款に記載された目的 この法人は、子供から高齢者にいたる全ての人々に対して健康づくりの知識・技能、情報の交換に関する事業を行い、国民の健康づくりの推進に寄与する事を目的とする。	
1(1) 申請のあった年月日 平成15年5月21日 (2) 特定非営利活動法人の名称 利雪技術協会 (3) 代表者の氏名 川本 周朗 (4) 主たる事務所の所在地 札幌市東区北21条東8丁目4番11号 エイト21ビル2F (5) 定款に記載された目的 この法人は、積雪寒冷地に住まいする人々を始めとする不特定多数の者に対して、雪冷熱エネルギーを活用する技術の研究開発、普及啓蒙、技術指導、及びその利活用施設設置支援等に関する事業を行い、二酸化炭素の排出抑制を通じて環境の保全を図る活動に寄		4(1) 申請のあった年月日 平成15年5月30日 (2) 特定非営利活動法人の名称 あすなる保育園 (3) 代表者の氏名 深津 早苗 (4) 主たる事務所の所在地 札幌市手稲区曙5条3丁目2-25 (5) 定款に記載された目的 この法人は、保育を必要とする父母が安心して子供を預けることができ、そこで過ごす子どもたちが心身共に健やかに育成される場を提供すると同時に、地域社会の中で子育てに不安や悩みを持つ人たちを支援し、必要な福祉サービスを総合的に提供することを目的とする。	
		5(1) 申請のあった年月日 平成15年6月2日 (2) 特定非営利活動法人の名称 南桧山在宅福祉支援ゆい (3) 代表者の氏名 水野 浩	

- (4) 主たる事務所の所在地 檜山郡江差町字円山352番地の11
 (5) 定款に記載された目的 この法人は、福祉事業を推進することとおして、福祉の向上をはかり、安心してらせるまちづくりに寄与することを目的とする。

- 6(1) 申請のあった年月日 平成15年6月2日
 (2) 特定非営利活動法人の名称 アラ！あずましい会
 (3) 代表者の氏名 長谷川義一
 (4) 主たる事務所の所在地 札幌市中央区南16条西5丁目2番13
 (5) 定款に記載された目的 この法人は、21世紀の街づくりのために地域と人々を愛し、「アラ！あずましい」をテーマに自由に談論し志の輪を広げ、すすきのを中心として広く市・道内外に及ぼす活性化の実践運動を推進し、安全で魅力あるまちづくりに寄与することを目的とする。

北海道告示第1128号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、次のとおり定款の変更（すけっと百人会にあっては社員資格の得喪に関する変更、風連まちづくり観光にあっては収益事業に関する変更、アフタースクール運営会にあっては特定非営利活動に係る事業の種類に関する変更、ママサポートえぶろん及び留萌体育協会にあっては役員に関する変更）の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告する。

平成15年6月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 申請のあった年月日 平成15年4月28日
 (2) 特定非営利活動法人の名称 すけっと百人会
 (3) 代表者の氏名 長尾 新
 (4) 主たる事務所の所在地 帯広市西18条北1丁目17番地 株式会社ズコーシャ内
 (5) 定款に記載された目的 この法人は、十勝地域の農業農村の活性化を推進するための事業を通じ、持続可能な活力あふれる農村の創造を進め、もって十勝地域の地域おこし・村づくり・自然環境の保全・国際化に寄与することを目的とする。
- 2(1) 申請のあった年月日 平成15年4月30日

- (2) 特定非営利活動法人の名称 風連まちづくり観光
 (3) 代表者の氏名 川村 正彦
 (4) 主たる事務所の所在地 上川郡風連町仲町68番地
 (5) 定款に記載された目的 この法人は、風連町をはじめとする上川北部地域のまちおこし資源・人材の発掘・育成、環境美化・保全活動の促進、町民観光ボランティアの育成などを通じて町内諸団体、近隣市町村等との連携をより一層強化し、本町をはじめとした上川北部圏域を道内外の人々に対して積極的にアピールするとともに、地域内の交流人口の増加及び観光客の誘致促進を図り、新たな世紀の創意に満ちたまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

- 3(1) 申請のあった年月日 平成15年4月30日
 (2) 特定非営利活動法人の名称 アフタースクール運営会
 (3) 代表者の氏名 石黒 恵子
 (4) 主たる事務所の所在地 札幌市南区真駒内緑町2丁目1番11号
 (5) 定款に記載された目的 この法人は、障害児・者およびその家族に対して日常生活上の種々の支援に関する事業を行い、もって地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

- 4(1) 申請のあった年月日 平成15年5月14日
 (2) 特定非営利活動法人の名称 ママサポートえぶろん
 (3) 代表者の氏名 森内 年子
 (4) 主たる事務所の所在地 足寄郡足寄町旭町4丁目14番地1
 (5) 定款に記載された目的 この法人は、助け合いの精神に基づき、地域で家事援助や介護又は子供の保育を必要とする人々に対して在宅福祉サービスや保育サポートなどの支援活動を行い、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

- 5(1) 申請のあった年月日 平成15年5月27日
 (2) 特定非営利活動法人の名称 留萌体育協会
 (3) 代表者の氏名 山田 允
 (4) 主たる事務所の所在地 留萌市見晴町2丁目2番地3

- (5) 定款に記載された目的 この法人は、市民が気軽にスポーツを楽しむことができる環境づくりを進め、他のスポーツ団体と連携し、スポーツの普及にむけての生活・社会環境の形成に寄与することを目的とする。

北海道告示第1129号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、平成15年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成15年6月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 試験地及び試験場所

(1) 学 科 試 験

ア 試験地は、次の表の右欄に掲げる保健所の所管区域に住所を有する受験者について、それぞれ同表左欄に掲げる市とする。

なお、道外に住所を有する受験者については、札幌市とする。

試 験 地	保 健 所
札 幌 市	札幌市、小樽市、旭川市、江別、千歳、俱知安、岩内、岩見沢、滝川、深川、室蘭、苫小牧、浦河、静内、上川、名寄、富良野、留萌、稚内、北見、網走及び紋別の各保健所
函 館 市	市立函館、渡島、江差及び八雲の各保健所
帯 広 市	帯広、釧路、根室及び中標津の各保健所

イ 試験場所は、受験者に対し、別に送付する学科試験通知書により通知する。

(2) 実 地 試 験

試験地及び試験場所は、学科試験の合格者に対し、別に通知する。

2 試 験 期 日

(1) 学 科 試 験 平成15年8月26日（火）

(2) 実 地 試 験 学科試験の合格者に対し、別に通知する。

3 試 験 科 目

(1) 学 科 試 験

ア 衛生法規に関する知識

イ 公衆衛生に関する知識

ウ 洗濯物の処理に関する知識

(ア) 薬品による洗濯物の処理方法

a 洗濯物に使用する薬品の鑑別方法

b 洗濯物に使用する薬品の貯蔵及び取扱方法

c 洗濯物に使用する薬品の適応性

(イ) 石けん及び溶剤による洗濯物の処理方法

a 洗濯物に使用する石けん及び溶剤の鑑別方法

b 洗濯物に使用する石けん及び溶剤の貯蔵及び取扱方法

c 洗濯物に使用する石けん及び溶剤の適応性

(2) 実 地 試 験

洗濯物の処理に関する技能

ア 機械による洗濯物の処理方法

イ 薬品並びに石けん及び溶剤による洗濯物の処理方法

ウ 洗濯物の種類による区分の方法

エ 溶剤の回収方法

4 受 験 資 格

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者

(2) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者

(3) 旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終わった者

(4) クリーニング業法施行規則の一部を改正する規則（昭和30年厚生省令第21号）附則第2項に規定する者

5 受 験 願 書 の 提 出 先 及 び 受 付 期 間

(1) 提 出 先

ア 札幌市、旭川市、函館市及び小樽市を除く道内に住所を有する者にあつては、最寄りの道立保健所又は支所

イ 札幌市、旭川市、函館市及び小樽市に住所を有する者にあつては、その市の保健所

ウ 道外に住所を有する者にあつては、郵便番号 060 - 8588 北海道保健福祉部食品衛生課

なお、受験願書は、北海道保健福祉部食品衛生課及び各保健所で配布する。

(2) 受 付 期 間

平成15年7月14日（月）から28日（月）まで（送付による場合は、平成15年7月28日までの通信日付印のあるものに限り受け付ける。）

6 添 付 書 類

受験願書には、次の書類を添付すること。

(1) 履歴書

(2) 写真（出願前6月以内に脱帽して上半身を撮影した手札形とし、その裏面に氏名、生年月日及び撮影年月日を記載したもの）

(3) 受験資格を証する書類（卒業証明書等）

7 受験手数料

1万500円に相当する額面の北海道収入証紙を受験願書の所定の箇所にちょう付し、印章又は署名により消印すること。

8 学科試験通知書

受験願書を受理したときは、試験場所その他を記載した学科試験通知書を送付する。

北海道告示第1130号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、道営土地改良（中央地区経営体育成基盤整備（暗きょ、農業用排水、客土、区画整理））事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、北海道上川支庁に備え置いて、平成15年6月25日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成15年6月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第1131号

道営土地改良（多度志地区中山間地域総合整備（農業用排水、暗きょ、ほ場整備、農道））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知支庁に備え置いて、平成15年6月25日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成15年6月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第1132号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出があった次の区域及び区分に係る特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みについて、同法第108条第2項の規定による同意があったものと認める。

平成15年6月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

区	域	区	分
苫小牧、厚真、鶴川	小型漁船漁業であって、鶴川漁業協同組合の地区のうち、厚真町の地域の者が営む漁業（1、4及び5に掲げる漁業以外の漁業をいう。）		
	小型漁船漁業であって、鶴川漁業協同組合の地区のうち、鶴川町		

の地域の者が営む漁業（1、4及び5に掲げる漁業以外の漁業をいう。）

北海道告示第1133号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成15年6月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 保安林予定森林の所在場所 山越郡長万部町字豊野71・131の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁経済部林務課及び長万部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1134号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成15年6月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 保安林の所在場所 天塩郡豊富町字上サロベツ1398の2・6722の1・6724・10284（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 指定の目的 土砂の流出の防備
 - 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷支庁経済部林務課及び豊富町役場に備え置いて縦覧に供する。） 2(1) 保安林の所在場所 厚岸郡厚岸町御供31 (2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備 (3) 指 定 施 業 要 件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道釧路支庁経済部林務課及び厚岸町役場に備え置いて縦覧に供する。） 3(1) 保安林の所在場所 厚岸郡浜中町霧多布東4条1丁目37・湯沸442・446の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。） (2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備 (3) 指 定 施 業 要 件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道釧路支庁経済部林務課及び浜中町役場に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第1135号 森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指	定する。 平成15年6月24日 北海道知事 高 橋 はるみ 1(1) 保安林の所在場所 天塩郡豊富町字上サロベツ1398の2・6722の1・6724・10284（以上4筆について次の図に示す部分に限る。） (2) 指 定 の 目 的 公衆の保健 (3) 指 定 施 業 要 件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷支庁経済部林務課及び豊富町役場に備え置いて縦覧に供する。） 2(1) 保安林の所在場所 釧路郡釧路町大字跡永賀村字跡永賀16 (2) 指 定 の 目 的 霧害の防備 (3) 指 定 施 業 要 件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道釧路支庁経済部林務課及び釧路町役場に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第1136号 森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。 平成15年6月24日 北海道知事 高 橋 はるみ
---	---

- 1 解除に係る保安林の 常呂郡訓子府町字実郷238の1（次の図に示す部分に限る。）
所在場所
- 2 保安林として指定さ 風害の防備
れた目的
- 3 解 除 の 理 由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道網走支庁経済部林務課及び訓子府町役場に
備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1137号

網走開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。

平成15年6月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 作業種類 公共測量（1・2級基準点測量）
(2) 作業期間 平成15年6月16日から9月15日まで
(3) 作業地域 佐呂間町、丸瀬布町及び白滝村
- 2(1) 作業種類 公共測量（1・2級基準点測量）
(2) 作業期間 平成15年6月16日から10月8日まで
(3) 作業地域 遠軽町及び上湧別町

- 3(1) 作業種類 公共測量（1・2・3級基準点測量）
(2) 作業期間 平成15年6月18日から9月15日まで
(3) 作業地域 留辺蘂町
- 4(1) 作業種類 公共測量（1・2級基準点測量）
(2) 作業期間 平成15年6月18日から10月23日まで
(3) 作業地域 雄武町及び興部町
- 5(1) 作業種類 公共測量（2級基準点測量）
(2) 作業期間 平成15年6月20日から9月18日まで
(3) 作業地域 北見市及び美幌町

北海道告示第1138号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年6月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

1	道路の種類	道道							
2	道路の路線名、区域及び縦覧場所								
	路 線 名	区 間	変更前後の別	敷 地 の 幅 員	延 長	国道等との重複区間	縦 覧 場 所		
	北 桧 山 大 成 線	瀬棚郡北檜山町字共和112番地先から 瀬棚郡北檜山町字太櫓 1 番 2 地先まで	前	7.50mから 41.80mまで	2,611.47m	—	北海道函館土木現業所		
			後	7.50mから 41.80mまで	2,611.47m	—			
			後	13.00mから 62.80mまで	2,024.92m	—			
			瀬棚郡北檜山町字兜野300番地先（国有未開地）から 瀬棚郡北檜山町字兜野291番 4 地先まで	前	13.29mから 18.24mまで	318.50m		—	
				後	22.27mから 61.12mまで	318.50m		—	
				前	16.49mから 51.21mまで	1,249.20m		一般国道274号における6.20mの間	北海道室蘭土木現業所

日進名寄線	沙流郡日高町字富岡440番4地先から 沙流郡日高町本町西1丁目106番1地先まで 名寄市字日進500番1地先から 名寄市字日進503番2地先まで	後	16.49mから 51.21mまで	1,249.20m	一般国道274号にお ける6.20mの間	北海道旭川土木現業所
		後	14.71mから 55.00mまで	1,189.31m	一般国道274号にお ける11.81mの間	
		前	21.00mから 29.80mまで	143.09m	――	
		後	21.00mから 29.80mまで	143.09m	――	
帯広浦幌線	中川郡池田町字清見13番1地先から 中川郡池田町字昭栄273番1地先まで	後	13.00mから 32.00mまで	165.99m	――	北海道帯広土木現業所
		前	9.00mから 40.95mまで	535.00m	――	
		後	9.00mから 40.95mまで	535.00m	――	
		後	15.00mから 40.75mまで	539.20m	――	
根室半島線	根室市友知81番3地先から 根室市友知86番1地先まで 根室市友知60番地先から 根室市友知86番1地先まで	前	15.50mから 27.30mまで	707.35m	――	北海道釧路土木現業所
		後	15.50mから 27.30mまで	707.35m	――	
		後	15.50mから 38.00mまで	757.79m	――	
		後	22.17mから 48.00mまで	937.06m	――	

北海道告示第1139号

道路法（昭和27年法律第号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
平成15年6月24日

北海道知事 高橋 はるみ

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 富良野上川線	上川郡東川町806番1地先から 上川郡東川町806番1地先まで	平成15. 6.24

北海道告示第1140号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
平成15年6月24日

北海道知事 高橋 はるみ

1 道路の種類 道道

2 道路の路線名、区域及び縦覧場所

路 線 名	区 間	変更前後の別	敷 地 の 幅 員	延 長	国道等との重複区間	縦 覧 場 所
深 川 雨 竜 線	雨竜郡妹背牛町字妹背牛314番2地先から 雨竜郡妹背牛町字妹背牛318番26地先まで	前	27.27mから 27.27mまで	260.00m	—	北海道札幌土木現業所
		後	27.27mから 27.27mまで	260.00m	—	
		後	10.40mから 40.20mまで	267.90m	—	
深 川 多 度 志 線	深川市一已町字一已8446番1地先から 深川市一已町字一已8445番地先まで	前	17.50mから 21.50mまで	110.00m	—	同
		後	17.50mから 21.50mまで	110.00m	—	
		後	8.00mから 32.90mまで	118.50m	—	
下 川 愛 別 線	上川郡下川町班渓118番1地先から 上川郡下川町班渓445番地先まで	前	11.00mから 27.50mまで	783.50m	—	北海道旭川土木現業所
		前	20.50mから 34.50mまで	737.85m	—	
		後	20.50mから 34.50mまで	737.85m	—	

北海道告示第1141号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、北海道函館土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成15年6月24日

	北海道知事 高 橋 はるみ
1 河 川 の 名 称	二級河川久根別川水系蒜沢川
2 廃川敷地等が生じた年月日	平成15年6月24日
3 廃 川 敷 地 等 の 位 置	函館市桔梗4丁目363番2地先から365番7地先まで、 365番251地先から365番296地先まで及び亀田郡七飯町大 川2丁目67番1地先から67番14地先まで
4 廃川敷地等の種類及び数量	土地 1,458.68平方メートル

北海道告示第1142号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成15年6月24日	北海道知事 高 橋 はるみ
1(1) しゅん功認可の年月日	平成15年6月16日
(2) しゅん功認可を受けた者	
ア 氏 名 又 は 名 称	北海道電力株式会社
イ 住 所	札幌市中央区大通東1丁目
ウ 代 表 者 の 氏 名	取締役社長 南山 英雄
(3) 埋 立 区 域	
ア 位 置	
	第1工区 古宇郡泊村大字堀株村759番並びに字へロカルウス790番 及び793番地先の公有水面
イ 区 域	
	第1工区 次の各地点をその掲げる順序により順次に直線で結んだ 線及び①の地点と④の地点とを直線で結んだ線により囲 まれた区域から岩礁部を除いた区域（日本測地系による

	測量の成果を使用)		
①の地点	国土交通省国土地理院二等三角点掘株(北緯43度02分07秒596、東経140度31分34秒262)から方向角204度36分28秒の方向586.539mの地点より方向角245度22分15秒の方向237.095mの地点	②9の地点	②8の地点から方向角157度57分27秒の方向5.435mの地点
②の地点	①の地点から方向角249度31分18秒の方向101.980mの地点	③0の地点	②9の地点から方向角135度51分11秒の方向6.005mの地点
③の地点	②の地点から方向角339度31分18秒の方向2.817mの地点	③1の地点	③0の地点から方向角148度06分01秒の方向6.140mの地点
④の地点	③の地点から方向角249度31分18秒の方向99.453mの地点	③2の地点	③1の地点から方向角145度01分49秒の方向8.080mの地点
⑤の地点	④の地点から方向角159度31分18秒の方向5.970mの地点	③3の地点	③2の地点から方向角219度38分51秒の方向5.562mの地点
⑥の地点	⑤の地点から方向角249度31分18秒の方向132.300mの地点	③4の地点	③3の地点から方向角160度55分48秒の方向5.784mの地点
⑦の地点	⑥の地点から方向角159度31分18秒の方向2.000mの地点	③5の地点	③4の地点から方向角111度53分32秒の方向5.630mの地点
⑧の地点	⑦の地点から方向角249度31分18秒の方向21.515mの地点	③6の地点	③5の地点から方向角90度04分06秒の方向16.837mの地点
⑨の地点	⑧の地点から方向角239度31分18秒の方向12.000mの地点	③7の地点	③6の地点から方向角52度24分18秒の方向2.236mの地点
⑩の地点	⑨の地点から方向角329度31分18秒の方向231.271mの地点	③8の地点	③7の地点から方向角88度17分48秒の方向8.612mの地点
⑤0の地点	⑩の地点から方向角59度31分18秒の方向53.302mの地点	③9の地点	③8の地点から方向角93度29分34秒の方向5.098mの地点
⑬8の地点	⑤0の地点から方向角329度31分18秒の方向35.000mの地点	④0の地点	③9の地点から方向角131度33分53秒の方向1.436mの地点
⑬9の地点	⑬8の地点から方向角90度31分18秒の方向51.366mの地点	④1の地点	④0の地点から方向角85度01分00秒の方向3.235mの地点
⑬0の地点	⑬9の地点から方向角0度31分18秒の方向0.800mの地点	④2の地点	④1の地点から方向角30度56分43秒の方向1.058mの地点
⑬1の地点	⑬0の地点から方向角90度31分18秒の方向100.000mの地点	④3の地点	④2の地点から方向角90度25分57秒の方向4.088mの地点
⑬2の地点	⑬1の地点から方向角180度31分18秒の方向2.625mの地点	④4の地点	④3の地点から方向角125度33分22秒の方向0.399mの地点
⑬3の地点	⑬2の地点から方向角90度31分18秒の方向81.533mの地点	④5の地点	④4の地点から方向角76度58分40秒の方向0.986mの地点
⑬4の地点	⑬3の地点から方向角90度31分18秒の方向9.607mの地点	④6の地点	④5の地点から方向角90度25分57秒の方向11.198mの地点
⑬5の地点	⑬4の地点から方向角131度35分28秒の方向48.319mの地点	④7の地点	④6の地点から方向角108度26分06秒の方向33.204mの地点
⑬6の地点	⑬5の地点から方向角170度04分35秒の方向0.549mの地点	④8の地点	④7の地点から方向角120度21分51秒の方向22.948mの地点
⑬7の地点	⑬6の地点から方向角107度26分34秒の方向0.836mの地点	④9の地点	④8の地点から方向角136度16分23秒の方向22.279mの地点
⑬8の地点	⑬7の地点から方向角131度35分28秒の方向12.607mの地点		第1工区 65,316.13m ²
		ウ 面 積	
		(4) 免許年月日及び番号	平成13年4月16日 砂防第24-1号指令
		(5) 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名	泊村
		2(1) しゅん功認可の年月日	平成15年6月16日
		(2) しゅん功認可を受けた者	
		ア 氏名又は名称	北海道
		イ 住 所	札幌市中央区北3条西6丁目
		ウ 代表者の氏名	北海道知事 高橋はるみ

- (3) 埋立区域
ア 位置 勇払郡鶴川町字汐見783番地先の公有水面
イ 区域 次のAの地点からHの地点までを順次に結んだ線及びAの地点とHの地点とを結んだ線によって囲まれた区域
Aの地点 鶴川漁港原点（北緯42度32分45秒6、東経141度56分34秒2、X = - 161,456.97、Y = - 25,223.61）から方向角124度41分28秒の方向9.05mの地点
Bの地点 Aの地点から方向角129度30分53秒の方向142.25mの地点
Cの地点 Bの地点から方向角39度36分36秒の方向19.50mの地点
Dの地点 Cの地点から方向角129度30分32秒の方向48.70mの地点
Eの地点 Dの地点から方向角219度32分24秒の方向113.03mの地点
Fの地点 Eの地点から方向角280度54分57秒の方向11.41mの地点
Gの地点 Fの地点から方向角39度33分51秒の方向96.66mの地点
Hの地点 Gの地点から方向角309度29分23秒の方向181.01mの地点
ウ 面積 2,340.07㎡
(4) 免許年月日及び番号 平成6年8月18日 砂防第3036号指令
(5) 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名 鶴川町

北海道告示第1143号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により、次のとおり都市公園の供用を開始する。

平成15年6月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 北海道立道南四季の杜公園

- (1) 都市公園の名称 北海道立道南四季の杜公園
(2) 位置 函館市亀田中野町
(3) 区域 次の図に示す区域（「次の図」は省略し、その図面は、北海道建設部公園下水道課及び北海道函館土木現業所に備え置いて縦覧に供する。）
(4) 供用開始の期日 平成15年7月20日

2 北海道立十勝エコロジープーク

- (1) 都市公園の名称 北海道立十勝エコロジープーク
(2) 位置 河東郡音更町十勝川温泉、十勝川温泉南、十勝川温泉地先
(3) 区域 次の図に示す区域（「次の図」は省略し、その図面は、北海道建設部公園下水道課及び北海道帯広土木現業所に備え置いて縦覧に供する。）
(4) 供用開始の期日 平成15年7月20日

支 庁 告 示**北海道空知支庁告示第6号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第2項の規定により、次のとおり一定の複数建築物を認定した。

平成15年6月24日

北海道空知支庁長 佐 藤 隆

- 1 認定番号 空建指第426号
2 認定年月日 平成15年6月17日
3 対象区域 空知郡南幌町栄町2丁目522番7のうち、ほか8筆
4 申請者の住所及び氏名 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道建設部住宅課長 福田 聖治
5 縦覧図書の縦覧場所 北海道空知支庁経済部建設指導課及び南幌町都市施設課

北海道網走支庁告示第13号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年6月24日

北海道網走支庁長 毛 利 明 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量

- ア リールマシン（L = 360m以上、レインガン・低圧スプレイノズル兼用型、「女満別」記入） 1台
イ リールマシン（L = 360m以上、レインガン・低圧スプレイノズル兼用型、「田中2期」記入） 3台
ウ リールマシン（L = 300m以上、レインガン、「女満別」記入） 3台

エ リールマシン（L＝300m以上、レインガン、「田中2期」記入）	3台	保証金を納付すること。
オ リールマシン（L＝300m以上、レインガン・低圧スプレイノズル兼用型、「女満別」記入）	5台	(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。
カ リールマシン（L＝300m以上、レインガン・低圧スプレイノズル兼用型、「田中2期」記入）	10台	6 入札説明書の交付に関する事項
キ リールマシン（L＝300m以上、レインガン型、ブースターポンプ搭載型、「女満別」記入）	2台	(1) 交 付 場 所 北海道網走市北7条西3丁目 北海道網走支庁総務部会計課
ク リールマシン（L＝300m以上、レインガン・低圧スプレイノズル兼用型、ブースターポンプ搭載型、「女満別」記入）	11台	(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
ケ リールマシン（L＝300m以上、レインガン・低圧スプレイノズル兼用型、ブースターポンプ搭載型、「田中2期」記入）	4台	7 落札者の決定方法
コ 送水ホース（φ75、L＝7.5m）	85本	財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
サ 送水ホース（φ75、L＝15.0m）	204本	8 契約書作成の要否
(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。		要
(3) 納 入 期 日 平成16年3月26日		9 そ の 他
(4) 納 入 場 所 北海道網走支庁長の指定する場所		(1) この契約は、政令第96条第1項の規定により、北海道議会の議決を要する事件とされているので、落札者を決定した場合は仮契約を締結し、北海道議会の議決を得たときは本契約を締結する。
2 入札に参加する者に必要な資格		(2) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
次にいずれにも該当すること。		(3) 入札金額等に係る消費税等の取扱い
(1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入の資格を有すること。		ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。		イ 落札者となった者は、落札決定後、速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
(3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。		(4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
3 契約条項を示す場所		ア 名 称 北海道網走支庁総務部会計課
北海道網走市北7条西3丁目 北海道網走支庁総務部会計課		イ 所 在 地 郵便番号 093 - 8585 北海道網走市北7条西3丁目
4 入札執行の場所及び日時		電話番号 0152 - 44 - 7171 内線 2225
(1) 入 札 場 所 北海道網走市北7条西3丁目 北海道網走総合庁舎2階2号会議室（送付による場合は、郵便番号 093 - 8585 北海道網走支庁総務部会計課）		(5) 契約の手続において使用する言語及び通貨
(2) 入 札 日 時 平成15年8月5日 午後1時30分（送付による場合は、平成15年8月4日までに必着）		日本語及び日本国通貨
(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。		(6) この入札及び契約は、調達手続の停止等があり得る。
(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。		(7) 詳細は、入札説明書による。
5 入 札 保 証 金		(8) この入札の執行は、公開する。
(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札		

10 Summary

A . Nature and quantity of the products to be procured :

- a . Reel Irrigator (PE-pipe over L = 360m) 1
(applicable to both rain gun and lower pressure nozzle device) (女満別 written)
- b . Reel Irrigator (PE-pipe over L = 360m) 3
(applicable to both rain gun and lower pressure nozzle device) (田中2期 written)
- c . Reel Irrigator (PE-pipe over L = 300m) 3
(applicable to rain gun) (女満別 written)
- d . Reel Irrigator (PE-pipe over L = 300m) 3
(applicable to rain gun) (田中2期 written)
- e . Reel Irrigator (PE-pipe over L = 300m) 5
(applicable to both rain gun and lower pressure nozzle device) (女満別 written)
- f . Reel Irrigator (PE-pipe over L = 300m) 10
(applicable to both rain gun and lower pressure nozzle device) (田中2期 written)
- g . Reel Irrigator (PE-pipe over L = 300m) 2
(Self-propelled, Mounted boosting pump and rain gun) (女満別 written)
- h . Reel Irrigator (PE-pipe over L = 300m) 11
(Self-propelled, Mounted boosting pump, Raingun and available for low pressure boom sprayer) (女満別 written)
- i . Reel Irrigator (PE-pipe over L = 300m) 4
(Self-propelled, Mounted boosting pump, Raingun and available for low pressure boom sprayer) (田中2期 written)

- j . Connecting Water supply hose(φ75、L = 7.5m) 85
- k . Connecting Water supply hose(φ75、L = 15.0m) 204

B . Bid tendering date and time : 1 : 30 P. M., August 5, 2003

(If mailed, bids must arrive no later than August 4)

C . Contact :

Accounting Division, General Affairs Department, Abashiri
Subprefectural Office, Hokkaido Government, Nishi 3-Choume, Kita 7-Jo, Abashirishi,
Hokkaido, 093-8585 Japan
Phone : 0152-44-7171 Extension 2225

支 庁 公 告

次のとおりプロポーザルの提出を要請する。

平成15年6月24日

北海道渡島支庁長 前 田 晃

1 業務概要

- (1) 業 務 名 個人道民税滞納管理システム構築事業
- (2) 業務内容 渡島支庁管内16町村が個人道民税等の収入未済額の圧縮と徴収率の向上等を図るために設立される一部事務組合において、その効率的な執行体制の確立と滞納整理事務をサポートするための新たなシステムを開発する。
- (3) 履行期限 平成16年3月19日（金）

2 参加資格及び審査基準

(1) プロポーザルの提出者に要求される資格

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 平成15年6月2日までの納期限に係る道税を滞納していない者であること。
- ウ 道内業者又は道内に営業所等を有する業者であること。
- エ 平成15年北海道告示第17号に規定する情報システムの開発に関する資格を有すること又はシステム開発を行うに十分な技術及び能力を有していること。
- オ 消費税及び地方消費税相当額を控除した総事業費に占める人件費の割合がおおむね8割以上であり、かつ、事業に従事する全労働者数に占める新規雇用の失業者の割合がおおむね4分の3以上を確保できること。
- カ 新規雇用者の1人平均の実労働日数（計画）が45日以上あること。

(2) プロポーザルの審査基準

- ア 業者の実力等
- イ 雇用の状況等
- ウ 情報の保護等
- エ システムの操作性及び柔軟性
- オ 画面遷移
- カ データ管理の容易性
- キ 事務の効率化

3 手続等

(1) 担当部課

郵便番号 041 - 8558 北海道函館市美原4丁目6番16号
北海道渡島支庁税務部課税課
電話番号 0138 - 47 - 9000 内線 2355又は2337
ファクシミリ 0138 - 47 - 9206

(2) プロポーザル説明書の交付期間、交付場所及び交付方法 ア 交付期間 平成15年6月24日（火）から30日（月）まで（土曜日及び日曜日は除く。交付時間は、午前9時から午後5時まで） イ 交付場所 (1)に同じ。 ウ 交付方法 直接交付する（郵送等はしない。）。 (3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法 ア 提出期限 平成15年7月1日（火）午後5時まで（必着） イ 提出場所 (1)に同じ。 ウ 提出方法 持参又は郵送等（書留郵便等に限る。） (4) プロポーザル説明会の開催日時及び開催場所 ア 開催日時 平成15年7月7日（月）午後1時30分 イ 開催場所 渡島合同庁舎西棟4階ミーティングルーム (5) 企画提案書の提出期限、提出場所及び提出方法 ア 提出期限 平成15年7月18日（金）午後5時まで（必着） イ 提出場所 (1)に同じ。 ウ 提出方法 持参に限る。 4 その他			(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 (2) 契約書作成の要否 要 (3) 関連情報を入手するための照会窓口 3の(1)に同じ。 (4) その他 ア 企画内容に係るプレゼンテーション及びヒアリングを行う。 イ 詳細は、プロポーザル説明書によること。		
			道 選 挙 管 理 委 員 会 告 示		
			北海道選挙管理委員会告示第73号 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。 平成15年6月24日 北海道選挙管理委員会委員長 土 屋 良 三 (平成15年1月分)		
政党の支部であるか否かの別	政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	会計責任者の氏名	届出先
政 党	自由民主党北海道札幌市中央区第六支部	札幌市中央区南11条西14丁目2-26	細 川 正 人	細 川 京 子	事 務 局
同	同 北区第五支部	同 北区北23条西4丁目 ターミナルハイツ302	横 山 光 之	武 田 久美子	同
否	かさいみちお後援会	同 東区北21条東16丁目1番4号	笠 井 満智夫	笠 井 利 佳	同
同	元気な北海道・安心な社会をすだ靖子と創る手稲区の会	同 手稲区手稲本町2条1丁目1-7	須 田 靖 子	林 武 司	同
同	すだ靖子連合後援会	同	橋 本 晃 美	同	同
同	仲西圭後援会	同 豊平区美園3条8丁目2-8	田 中 律 守	国 田 芳 信	同
同	はせ川衛連合後援会	同 中央区南18条西14丁目1-23 カサ・デ・パリオ2F	太 田 一 男	本 間 博 二	同
同	細川正人連合後援会	同 南11条西14丁目2-26	細 川 正 人	細 川 京 子	同
同	北海道泉しんやの会	同 北区北7条西2丁目8 北ビル有限会社北海道港湾経済研究所内	田 中 敦 幸	菊 地 郁 雄	同
同	池端英昭後援会	石狩市花川南2条4丁目210番地 マジェスティー2・4ビル3F	池 端 英 昭	池 端 美 枝	石狩支所
同	稲村ゆきのり後援会	北広島市中央1丁目1-4	堀 田 峰 生	森 崎 佳 旺	同
同	神林俊一後援会	石狩郡当別町六軒町123番地1	館 田 晃	高 島 仁 志	同
同	北広島政経フォーラム	北広島市中央1丁目1-4	稲 村 征 紀	森 崎 佳 旺	同
同	今みつお政策研究会	同 松葉町5丁目9-2	今 輝 雄	山 本 勤	同

否	今みつお連合後援会	北広島市松葉町5丁目9-2	照井正次	山本勤	石狩支所
同	忠政会	江別市東野幌町42番地14	宮本忠明	宮本ひとみ	同
同	日本共産党吉本和子後援会	同 あけぼの町19-25	佐賀正夫	八重崎道子	同
同	渡辺作次を支援する会	北広島市西の里498番地58	平野武	今野勲	同
同	石寺こうじ木古内後援会	上磯郡木古内町字本町32番地1	佐藤悟	吉田茂	渡島支所
同	えんどう三寛後援会	茅部郡森町字御幸町32番地の3	遠藤三寛	遠藤定子	同
同	鎌田佳勝後援会	函館市神山3丁目1番18号	荒木郁夫	鎌田公子	同
同	斉藤さちこ後援会	同 大川町12番24号	尾形永造	木村政樹	同
同	同 市政研究会	同	斉藤佐知子	渡部広幸	同
同	神野武夫後援会	山越郡長万部町字大浜32番地の2	佐々木久孝	小林義弘	同
同	パリテの会	函館市船見町22番15号	竹花郁子	高橋久美子	同
同	横田有一後援会	亀田郡七飯町字鳴川町177番地	横田有一	富原勉	同
同	佐々木ひろし後援会	檜山郡厚沢部町字稲見2	下川部勝利	佐々木晶	檜山支所
同	佐藤正平を励ます会後援会	同 上ノ国町字北村55	佐藤洋子	田畑隆喜	同
同	向井孝一後援会	瀬棚郡今金町字白石225番地	河端美弘	小池直二	同
同	森昇後援会	同 字種川275-31	丸山良祐	千葉務	同
同	佐々木しげる後援会	小樽市入船2丁目5番1号	岡本一美	佐々木朋子	後志支所
同	さなぎ幸子後援会	虻田郡倶知安町字高砂208-45	佐名木幸子	佐名木幸男	同
同	野原かおる黒松内後援会	寿都郡黒松内町字赤井川3番地	塚本鉄雄	辻村政勝	同
同	吹田友三郎後援会	小樽市桜1丁目14番7号	吹田友三郎	荒川昭	同
同	宮越進後援会	岩内郡岩内町字御崎15-5	末武秀俊	石村省悦	同
同	泉功奈井江後援会	空知郡奈井江町本町9区	深田光作	上嶋良二	空知支所
同	いばた修一後援会	同 北村字砂浜178番地	喜来恒夫	星野慧一	同
同	尾田則幸後援会	同 字豊正683番地	尾田則幸	土田崇司	同
同	角田浩晃後援会	夕張市清水沢1丁目23番地	角田浩晃	足田克彦	同
同	小林たかお後援会	同 紅葉山231番地36	小林孝雄	小林義春	同
同	斉藤わたる後援会	三笠市樺町461-53	斉藤旦	斉藤啓子	同
同	笹木利津子後援会	空知郡奈井江町字奈井江748番地42	笹木利津子	浅尾清枝	同
同	佐藤こうじ後援会	三笠市美園町8番地51	佐藤孝治	佐藤さとみ	同
同	高橋勝夫後援会	夕張市南部住の江町23番地	高橋勝夫	大釜淳一	同
同	滝川の新時代を創る会	滝川市大町1丁目8番1号	田村弘	鈴木清	同
同	たなだ繁雄栗沢後援会	空知郡栗沢町本町62-2番地	棚田繁雄	朝山清一	同
同	同 農業団体後援会	同 本町163番地 JAいわみざわ栗沢支所内	須山亮	竹藪啓一	同
同	たにうち八重子後援会	美唄市東7条北4丁目7番5号	谷内八重子	森井茂	同
同	田端つねじ後援会	空知郡栗沢町字必成315-7	佐藤留男	田端和子	同

否	田村ひろし連合後援会	滝川市大町1丁目8番1号	猪股栄三	鈴木清	空知支所
同	釣部勲北村後援会	空知郡北村字中小屋4653番地	北野正男	下地辰夫	同
同	寺迫きみひろを育てる会	雨竜郡秩父別町1302番地の1	内田一成	熊田政人	同
同	なかむら繁利後援会	空知郡北村字栄町4	山地勉	藤巻季太郎	同
同	西永勝治後援会	樺戸郡新十津川町字花月295番地6	村上忠義	岡部篤	同
同	畑田ひさし支援の会	雨竜郡秩父別町1330番地の37	畑清人	佐藤勝隆	同
同	平井儀一後援会	夕張郡長沼町東8線南19番地	平井儀一	平井花妃	同
同	古石ひでさと後援会	岩見沢市幌向南1条1丁目	古石英仁	鈴木義一	同
同	堀松雄後援会	空知郡奈井江町字奈井江878番地	小林正巳	千徳信行	同
同	ほんごう幸治後援会	美瑛市進徳東2	本郷幸治	横山幸男	同
同	正木邦明後援会	夕張市紅葉山77	和田久夫	秋田谷光明	同
同	増田吉章後援会	砂川市富平205番地	小林和人	吉田義弘	同
同	ますやま宣之後援会	岩見沢市上幌向北1条4丁目 平木忠男宅	増山宣之	山口尚真	同
同	森繁雄後援会	空知郡奈井江町大和2区	前田栄一	山瀬暢亨	同
同	吉本信昭後援会	夕張郡栗山町朝日4丁目25-21	塚本虎男	佐野博	同
同	しおじり伸司後援会	旭川市永山2条2丁目3番16号	河口建二	布目千鶴子	上川支所
同	名寄新政プロジェクト委員会	名寄市西5条南1丁目1番地6	大石健二	斉藤久彦	同
同	本多のぶよし後援会	上川郡東川町南町4丁目3番15号	加藤明	高橋誠	同
同	室井やすお後援会	旭川市常盤通3丁目1970番地 加藤ビル3階	室井安雄	室井洋子	同
同	もっと旭川を良くしたい	同 末広3条2丁目1-8	三井幸雄	三井幸雄	同
同	たかはし信郎後援会	留萌市南町2丁目374番地の8	小坂茂	中西民夫	留萌支所
同	高橋信郎を励ます会	同 千鳥町1丁目12番地	高橋信郎	山下千恵	同
同	てんや孝行後援会	同 本町3丁目1の5	天谷孝行	天谷寿子	同
同	西大志後援会	苫前郡苫前町字古丹別195番地の1	吉田忍	西麻衣子	同
同	荒屋吉雄後援会	枝幸郡枝幸町北栄町1278-25	開米一海	河村亮	宗谷支所
同	すずきまさひろ後援会	稚内市恵比須2丁目3番8号	鈴木雅熙	当摩敏夫	同
同	宗谷開発研究会	同 富岡4丁目2番7号	河合武久	窪田勝憲	同
同	稚政21	同 富士見4丁目1407番地1	本田満	三国泰弘	同
同	長岡義昭後援会	枝幸郡枝幸町本町458番地	大久保和	山崎利之	同
同	日本共産党佐藤幸子後援会	稚内市緑1丁目10番7号	嶋中豊	常谷君子	同
同	本田満後援会	同 富士見4丁目1407番地1	藤原回向	三国泰弘	同
同	吉田聖子と稚内のまちづくりの会	同 中央2丁目12番25号	中村虎雄	稲田義勝	同
同	明るく住み良い北見を求める会	北見市桂町4丁目216	宇野武登志	堀池弘	網走支所
同	明日を拓くみんなの会山下英二後援会	網走郡女満別町住吉360番地4	山下英二	三好清一	同
同	伊藤けい子後援会	北見市幸町4丁目2番15号	稲積栄治	谷脇由美子	同

否	上原豊茂後援会	常呂郡訓子府町字駒里63番地	植田年茂	西原善一	網走支所
同	奥谷公敏と共に歩む後援会	紋別郡湧別町栄町127番地	奥谷公敏	木戸周平	同
同	北見市を住み良くする会	北見市桂町4丁目216	宇野武登志	堀池弘	同
同	くどう英治後援会	網走市大曲2丁目15-12	芳賀建雄	木原秀孝	同
同	元気いっぱい北見をつくる会	北見市桂町4丁目216	宇野武登志	堀池弘	同
同	坂田秀昭後援会	斜里郡小清水町字浜小清水38番地	小野真一	山本繁喜	同
同	さかたゆう後援会	北見市本町2丁目2番1号	金田昭夫	戸田龍一	同
同	坂本ひでおと北見をすみよい街にする会	同 高栄東町3丁目16番10号	坂本日出男	岡沢薫	同
同	佐藤しんや後援会	網走市向陽ヶ丘3丁目8-11	黒瀬成夫	久保利秋	同
同	住民参加の市政をみざす会	北見市桂町4丁目216	宇野武登志	堀池弘	同
同	東海林勉後援会	紋別郡遠軽町豊里219-3 東海林運輸株式会社内	東海林勉	東海林勉	同
同	空英雄後援会	網走市字二見ヶ岡37-61	笹田英樹	空敏子	同
同	高橋進太郎後援会	網走郡女満別町字朝日89番地の3	川尻博司	佐野一義	同
同	田中としひろ後援会	北見市若葉1丁目1番2号	藤沢国男	鈴木優子	同
同	田中としひろと共に歩む会	同	田中稔浩	永井希代子	同
同	屯田の杜の会	同 本町2丁目2番1号	阪田裕	長谷川豊	同
同	福祉を中心に明るい北見市をつくる会	同 桂町4丁目216	宇野武登志	堀池弘	同
同	まやなぎ正裕後援会	同 北2条西2丁目	真柳正裕	今井郁夫	同
同	恵の会後援会	紋別郡遠軽町岩見通北6丁目2の23	斉藤寛次	斉藤恵美子	同
同	山田こしろう後援会	網走市駒場南6丁目2番5号	山田亨	加藤勝	同
同	「山田こしろうと市政を語る」市民の会	同	山田庫司郎	山田栄	同
同	山谷敬二後援会	紋別郡遠軽町西町1丁目	山谷敬二	西原知寿子	同
政 党	自由民主党北海道苫小牧市第三支部	苫小牧市桜木町4丁目1番5号	阿久津修一	阿久津由美	胆振支所
同	同 室蘭市第一支部	室蘭市中央町3-6-4	池田晃之	中村光秀	同
否	石橋弘子後援会	苫小牧市山手町1丁目2番9号	吉本登志枝	澤口亜由美	同
同	えちぜんや邦夫後援会	虻田郡虻田町字青葉町33番地	宗像脩	佐藤博幸	同
同	田村興文後援会	勇払郡早来町新栄878	田村興文	阿部修一	同
同	千葉薫後援会	虻田郡虻田町字旭町5番地12	赤川龍磨	吉田聡	同
同	苫小牧未来責任連合「F R A T」	苫小牧市末広町1丁目14番18号	桜井忠	桜井裕子	同
同	羽立秀光後援会	室蘭市築地町138番地	鍋島登	久野達明	同
同	堀ひろし後援会	伊達市舟岡町206番地	西村富蔵	堀利明	同
同	夢のある白老を築く会	白老郡白老町大町3丁目2番4号	野村茂樹	鈴木靖男	同
同	わか林勇後援会	室蘭市母恋北町2丁目3番14号	若林勇	中野渡弘子	同
同	有城正憲後援会	帯広市富士町西6線75番地	松田正志	山雅春	十勝支所
同	すがい順一後援会	同 西13条南2丁目1番地54	永原輝夫	松橋幸則	同

否	にしやま輝和後援会	上川郡清水町御影本通2丁目12番地	末永正倫	永井邦治	十勝支所
同	日本共産党守屋いつ子後援会	河東郡音更町木野大通東14丁目4番地32	松本尚志	長野誠一	同
同	村田光成連合後援会	帯広市西25条南2丁目7番地51	松尾吉雄	村田孝子	同
同	石川昭彦後援会	幌泉郡えりも町字大和794-1	石川昭彦	石川法子	日高支所
同	佐藤はなえ後援会	沙流郡門別町字緑町22-94	佐藤はなえ	山本誠	同
同	服部昌典後援会	浦河郡浦河町荻伏町567-9	近藤俊征	工藤三郎	同
同	ふくしま尚人後援会	静内郡静内町御幸町6丁目3-57	江田忠良	福島玉次郎	同
同	ほそかわ勝弥後援会	同 緑町4丁目3-16	清家平八郎	細川守	同
同	稲井正義後援会	厚岸郡厚岸町字門静	田崎清	中田哲	釧路支所
同	岡田篤後援会	釧路郡釧路町睦3丁目6番6号	加藤友勝	高橋幸弘	同
同	釧路政治経済文化研究会	釧路市若松町6番23号	小畑保則	大山祥司	同
同	21調査研究会	釧路郡釧路町睦3丁目6番6号	岡田篤	福士チヒロ	同
同	小川ゆう治後援会	標津郡標津町北4条西3丁目3-2	三戸俊雄	南等	根室支所
同	中司哲雄後援会	同 中標津町東7条南2丁目1番地 中標津町農協内	中司哲雄	渡部弘道	同

北海道選挙管理委員会告示第74号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定による政治団体の届出事項の異動届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表す

る。
平成15年6月24日
北海道選挙管理委員会委員長 土屋良三
(平成15年1月分)

政治団体の名称	異動事項	異動		届出先
		新	旧	
自由民主党北海道札幌市中央区第二支部	主たる事務所の所在地	札幌市中央区北1条西24丁目4番1号	札幌市中央区北1条西23丁目2番14号	事務局
明るい革新道政をつくる会	同	同 南1条西10丁目4-146	同 大通西12丁目4-67 斉藤ビル内	同
秋山こうじ後援会連合会	同	同 南2条東3丁目10番24号	同 南1条西5丁目8番地 愛生館ビル301号室	同
明日をひらく札幌市民連合	同	同 北4条西16丁目 第一ビル2F	札幌市中央区北2条西3丁目 札幌ビル6F	同
桂信雄厚別区後援会	同	同	同	同
同 北区後援会	同	同	同	同
同 清田区後援会	同	同	同	同
同 後援会連合会	同	同	同	同
同 白石区後援会	同	同	同	同
同 中央区後援会	同	同	同	同
同 手稲区後援会	同	同	同	同
同 豊平区後援会	同	同	同	同

桂信雄西区後援会	主たる事務所の所在地	札幌市中央区北4条西16丁目 第一ビル2 F	札幌市中央区北2条西3丁目 札幌ビル6 F	事務局
同 東区後援会	同	同	同	同
同 南区後援会	同	同	同	同
佐藤英道後援会	会計責任者の氏名	五郎部 一 昭	松 岡 常 造	同
北海道私立幼稚園振興会	代表者の氏名	矢 口 正 光	櫻 田 正 弘	同
岩佐しげき後援会	主たる事務所の所在地	北広島市中央1丁目5 - 6	北広島市北進町2 - 1 - 9 - 304	石狩支所
同	代表者の氏名	森 岡 明 夫	寺 内 寿 夫	同
同	会計責任者の氏名	成 田 朗 男	天 野 和 博	同
織田のぶよしはまなす連合後援会	代表者の氏名	織 田 展 嘉	福 田 勲	同
東野義弘後援会	主たる事務所の所在地	恵庭市中央460	恵庭市上山口364	同
同	代表者の氏名	別 所 護	中 田 清	同
同	会計責任者の氏名	桑 山 正 人	宮 田 寛	同
宮北健一郎と歩む会	代表者の氏名	村 川 栄太郎	渡 部 友 誠	同
宮本忠明後援会	政治団体の名称	宮本忠明後援会	宮本忠明君を囲む会	同
同	代表者の氏名	紺 野 賀 代	菊 地 二 郎	同
同	会計責任者の氏名	宮 本 ひとみ	宮 本 忠 明	同
大日向とよ吉後援会	主たる事務所の所在地	函館市上湯川町45番29号	函館市上湯川町46番2号	渡島支所
さいとう進後援会	会計責任者の氏名	立 川 哲	小 板 正 啓	同
斎藤進政治経済研究所	同	同	同	同
竹花いくこ後援会	主たる事務所の所在地	函館市東雲町13番8号 弘告社ビル3 F	函館市船見町22番15号	同
本間レイ子後援会	同	亀田郡七飯町字大川6丁目15 - 3	亀田郡七飯町字大川185番地の1	同
上野雄三後援会	代表者の氏名	上 野 義 則	中 野 倫 丸	檜山支所
国沢いさお上ノ国後援会	主たる事務所の所在地	檜山郡上ノ国町字大留153	檜山郡上ノ国町字大留140 - 2	同
同 後援会	同	同 江差町字新地町51 - 1	同 江差町字新地町51 - 5	同
斎藤ひろたか後援会	政治団体の名称	斎藤ひろたか後援会	斎藤裕敬後援会	後志支所
同	会計責任者の氏名	有 田 知 代	森 田 将 文	同
倉田万佐子後援会	主たる事務所の所在地	小樽市入船4丁目6番12号	小樽市住吉町3番1202号	同
井川浩子後援会	代表者の氏名	佐 藤 博	伊 藤 正 直	同
同	会計責任者の氏名	市 川 慶 子	佐々木 久 雄	同
井沢利美南幌町後援会	主たる事務所の所在地	空知郡南幌町栄町1丁目2番7号	空知郡南幌町栄町3丁目4番20号	空知支所
岡田憲明後援会	同	深川市3条7番20号	深川市3条1番16号	同
かくもと英子後援会	代表者の氏名	鈴 木 一 史	覚 元 吉 一	同
同	会計責任者の氏名	覚 元 吉 一	鈴 木 一 史	同
ししはた輝明と歩む会	主たる事務所の所在地	赤平市大町1丁目3番地	赤平市大町1丁目1番地	同
新保孝一後援会	同	空知郡奈井江町高島1区	空知郡奈井江町字茶志内1650番地208	同

新保孝一後援会	代 表 者 の 氏 名	仲 丸 茂 廣	鈴 木 一 男	空知支所
田尻弘後援会	主たる事務所の所在地	空知郡奈井江町字茶志内美唄3764	空知郡奈井江町字奈江原野78	同
同	代 表 者 の 氏 名	大 矢 雅 史	孰 賀 妙 子	同
同	会 計 責 任 者 の 氏 名	古 屋 富 雄	山 本 和 幸	同
長名實後援会	代 表 者 の 氏 名	工 藤 健	境 和 一	同
釣部勲北村後援会	主たる事務所の所在地	空知郡北村字中小屋4653番地	空知郡北村字中央3	同
同	代 表 者 の 氏 名	北 野 正 男	久 保 進	同
同	会 計 責 任 者 の 氏 名	下 地 辰 夫	伊 藤 英 光	同
中嶋清後援会	代 表 者 の 氏 名	鎌 田 貞 一	本 居 忠 雄	同
平野貢後援会	同	田 中 伸 一	井 沢 重太郎	同
同	会 計 責 任 者 の 氏 名	武 井 潔	佐々木 義 男	同
松田保後援会	代 表 者 の 氏 名	今 井 孟 史	沖 勝 広	同
松永仁章後援会	主たる事務所の所在地	空知郡栗沢町字越前695	空知郡栗沢町字越前	同
同	代 表 者 の 氏 名	三 澤 哲 夫	柳 谷 勝 博	同
同	会 計 責 任 者 の 氏 名	青 木 正 一	三 沢 孝 典	同
松葉孝文後援会	代 表 者 の 氏 名	宮 野 善 良	平 野 明 徳	同
村上むねのり後援会	主たる事務所の所在地	空知郡北村字赤川586 - 54番地	空知郡北村字栄町640番地109	同
森山務後援会	会 計 責 任 者 の 氏 名	河 原 信 明	萬 孝 志	同
安田昌幸後援会	政 治 団 体 の 名 称	安田昌幸後援会	安田昌幸連合後援会	同
同	代 表 者 の 氏 名	畠 山 豊	佐々木 茂 一	同
同	会 計 責 任 者 の 氏 名	荒 木 一 明	小 坂 昭 男	同
山下貴史栗沢後援会	主たる事務所の所在地	空知郡栗沢町本町62 - 2	空知郡栗沢町南本町18	同
自由民主党当麻支部	同	上川郡当麻町4条南3丁目4番21号	上川郡当麻町3条西3丁目11番41号	上川支所
同	代 表 者 の 氏 名	嘉 屋 昇	平 井 操	同
旭川地域経済を語る会	同	稲 村 健 藏	山 川 久 明	同
安住太伸後援会	主たる事務所の所在地	旭川市東5条2丁目	旭川市東2条3丁目2番9号	同
同	代 表 者 の 氏 名	佐 藤 繁 男	成 田 満	同
菅原のりあき連合後援会	主たる事務所の所在地	旭川市6条通8丁目左3号 遠野ビル1F	旭川市旭町1条5丁目	同
同	会 計 責 任 者 の 氏 名	千 葉 誠	大 庭 雄 二	同
高原一記後援会	同	高 木 啓 尊	新 屋 政 則	同
田苅子進連合後援会	政 治 団 体 の 名 称	田苅子進連合後援会	田苅子進後援会	同
同	代 表 者 の 氏 名	近 藤 礼次郎	木 島 清	同
たぶち洋一後援会	主たる事務所の所在地	上川郡当麻町4条東4丁目1番20号	上川郡当麻町4条南3丁目4番16号	同
いしざき大輔後援会	同	増毛郡増毛町畠中町3丁目	増毛郡増毛町港町46番地	留萌支所
工藤敏郎羽幌後援会	会 計 責 任 者 の 氏 名	柴 田 俊 明	高 橋 幸 治	同

自由民主党宗谷連合支部	代 表 者 の 氏 名	宮 本 綏 之	須 貝 要	宗谷支所
稚内市政研究会	政 治 団 体 の 名 称	稚内市政研究会	稚内総合地域活性化政治政策研究会	同
同	会 計 責 任 者 の 氏 名	小 林 俊 夫	本 田 満	同
深井信朗後援会	主たる事務所の所在地	枝幸郡歌登町南町380番地4	枝幸郡歌登町東町106番地	同
同	代 表 者 の 氏 名	澤 田 孫 八	田 中 和 實	同
井戸まさまろ後援会	会 計 責 任 者 の 氏 名	井 戸 勇 治	村 上 光 生	網走支所
おくで宣勝後援会	同	佃 良 雄	蘆 岡 皎	同
金田まさのぶ後援会	主たる事務所の所在地	北見市高栄西町7丁目5 - 6	北見市高栄西町6丁目2 - 21	同
小林一甫政治活動後援会	代 表 者 の 氏 名	諸 橋 裕	島 貫 健 治	同
高谷ひろし後援会	政 治 団 体 の 名 称	高谷ひろし後援会	たかや弘志後援会	同
たくましい網走をつくる市民の会	代 表 者 の 氏 名	黒 瀬 成 夫	波多野 和 宣	同
武部勤網走後援会	同	松 山 恒 雄	波 岡 清 治	同
同	会 計 責 任 者 の 氏 名	小 西 睦 雄	前 田 克 幸	同
成田公義後援会	代 表 者 の 氏 名	与 坂 美 嗣	玉 置 文 夫	同
阿部正明後援会	主たる事務所の所在地	伊達市大町11番地5	伊達市大町28番地	胆振支所
同	代 表 者 の 氏 名	小 坂 賢	鈴 木 修	同
一久会	主たる事務所の所在地	苫小牧市弥生町1丁目2 - 10	苫小牧市しらかば町6丁目11 - 21	同
岩倉博文・同期・同世代応援団	政 治 団 体 の 名 称	岩倉博文・同期・同世代応援団	岩倉博文・同期応援団	同
沖田龍児後援会	主たる事務所の所在地	苫小牧市栄町3丁目1番20号	苫小牧市末広町3丁目5番9号	同
沖田龍児と歩む会	同	同	同	同
からつ和俊後援会	代 表 者 の 氏 名	中 島 一 之	川 村 富 三	同
同	会 計 責 任 者 の 氏 名	編 田 久 乃	中 島 一 之	同
笹谷真一後援会	同	白 鳥 美 紀	佐 藤 恒 夫	同
苫小牧歯科医師連盟	同	木 村 亨	加 藤 清 志	同
苫小牧を愛する市民の会	主たる事務所の所在地	苫小牧市若草町1丁目3番12号	苫小牧市大町2丁目2番5号	同
とりこし忠行と苫小牧を愛する市民の会	同	同	同	同
北海道歯科医師連盟苫小牧支部	会 計 責 任 者 の 氏 名	木 村 亨	加 藤 清 志	同
野村茂樹後援会	主たる事務所の所在地	白老郡白老町大町3丁目2番4号	白老郡白老町末広町3丁目5番7号	同
同	代 表 者 の 氏 名	杉 村 孝	野 村 茂 樹	同
同	会 計 責 任 者 の 氏 名	鈴 木 靖 男	野 村 静 江	同
松田謙吾後援会	主たる事務所の所在地	白老郡白老町栄町2丁目1番11号	白老郡白老町字北吉原168番地107	同
もりや久義後援会	同	苫小牧市弥生町1丁目2 - 10	苫小牧市しらかば町6丁目11 - 21	同
かないわ武吉沙流三町連合後援会	主たる事務所の所在地	沙流郡門別町富川南1丁目2 - 40	沙流郡平取町本町92 - 2	日高支所
同	会 計 責 任 者 の 氏 名	成 田 信 一	原 田 安 雄	同
池本柳次十勝連合後援会	主たる事務所の所在地	河東郡音更町木野大通西9丁目1	河東郡音更町木野大通東15丁目3 - 55	十勝支所

帯広道政研究会	会 計 責 任 者 の 氏 名	野 村 俊 昭	蒲 池 富 雄	十勝支所
十勝管内 1 次産業政策推進協議会	同	村 上 光 男	西 埜 裕 司	同
十勝地区農協政治連盟	同	同	同	同
みつ丈夫と歩む会	主たる事務所の所在地	帯広市西 3 条南 26 丁目 8 番地	帯広市西 20 条南 5 丁目 33 番地 20	同
同	会 計 責 任 者 の 氏 名	野 村 俊 昭	蒲 池 富 雄	同
根室開発懇話会	代 表 者 の 氏 名	及 川 利 之	山 崎 正 隆	根室支所
根室地方議員連絡協議会	同	岩 原 弘 多	同	同

北海道選挙管理委員会告示第75号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第 1 項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第 3 項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成15年 6 月24日

北海道選挙管理委員会委員長 土 屋 良 三
(平成15年 1 月分)

政 治 団 体 の 名 称	代表者の氏名	解 散 の 年 月 日	届 出 先
織田のぶよし後援会	織 田 展 嘉	平14.12.22	石狩支所
函館の21世紀を担う頼もしいパワーの会	池 田 弘 教	同14.12.31	渡島支所
横田有一後援会	横 田 有 一	同14.12.10	同
佐々木ひろし後援会	下川部 耕 二	同14.12.28	檜山支所
宮越進後援会	末 武 秀 俊	同14.12.31	後志支所
さとう光国を励ます会	佐 藤 光 国	同15. 1.14	空知支所
田中しょうじ後援会	河 瀬 和 一	同14.12.31	同
たなだ繁雄後援会	河 端 政 雄	同15. 1. 8	同
釣部勲北村後援会	北 野 正 男	同15. 1.17	同
中村千代輝後援会	清 水 昌 博	同15. 1.21	同
ふるさとみらい研究会	小 坂 昭 男	同15. 1.14	同
森まさる後援会	福 澤 光 夫	同14.12.28	同
本多信義後援会	加 藤 明	同13. 3.29	上川支所
もっと旭川を良くしたい	三 井 幸 雄	同11.12.31	同
長岡よしあき後援会	大久保 和	同14.12.31	宗谷支所

日本共産党三谷典子後援会	嶋 中 豊	同15. 1.24	同
坂本ひでおと北見をすみよい街にする会	坂 本 日出男	同14.12.31	網走支所
滝口守後援会	木 下 正 男	同15. 1.26	同
滝口守とあゆむ会	滝 口 守	同	同
桜井忠後援会	桜 井 忠	同14.12.31	胆振支所
田村おきふみ後援会	田 村 興 文	同11. 4.30	同
寺田忠夫後援会	西 覚 一	同15. 1.28	同
羽立秀光後援会	鍋 島 昇 吏	同11. 4.30	同
堀ひろし後援会	西 村 富 蔵	同	同
石川昭彦後援会	石 川 昭 彦	同14.12.25	日高支所
くばたみのる後援会	窪 田 稔	同12.12. 1	十勝支所
宮原良巳後援会	下 国 繁	同14.12.31	同
自由民主党北海道釧路市第一支部	伊 東 良 孝	同	釧路支所
稲井正義後援会	田 崎 清	同15. 1.10	同
岡田篤と虹のネットワーク	岡 田 篤	同15. 1.18	同
山崎雷司後援会	山 崎 雷 司	同14.12.31	同

北海道選挙管理委員会告示第76号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第 2 項の規定による資金管理団体の指定届出があったので、同法第19条の 2 第 1 項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成15年 6 月24日

北海道選挙管理委員会委員長 土 屋 良 三
(平成15年 1 月分)

資金管理団体の届出をした者	資 金 管 理 団 体	届 出 先
氏 名 公 職 の 種 類	政 治 団 体 の 名 称 主 たる 事 務 所 の 所 在 地 代表者の氏名	

平成15年6月24日（火曜日）

北 海 道 公 報

第1478号 252

笠井満智夫	札幌市議会議員	かさいみちお後援会	札幌市東区北21条東16丁目1番4号	笠井満智夫	事務局
須田靖子	北海道議会議員	元気な北海道・安心な社会をすだ靖子と 創る手稲区の会	同 手稲区手稲本町2条1丁目1-7	須田靖子	同
細川正人	札幌市議会議員	細川正人連合後援会	同 中央区南11条西14丁目2-26	細川正人	同
池端英昭	石狩市議会議員	池端英昭後援会	石狩市花川南2条4丁目210番地 マジェスティー2・4ビル3F	池端英昭	石狩支所
織田展嘉	北海道議会議員	織田のぶよしはまなす連合後援会	同 3条5丁目23-22	織田展嘉	同
稲村征紀	同	北広島政経フォーラム	北広島市中央1丁目1-4	稲村征紀	同
今輝雄	北広島市議会議員	今みつお政策研究会	同 松葉町5丁目9-2	今輝雄	同
宮本忠明	江別市議会議員	忠政会	江別市東野幌町42番地14	宮本忠明	同
遠藤三寛	森町議会議員	えんどう三寛後援会	茅部郡森町字御幸町32番地の3	遠藤三寛	渡島支所
斉藤佐知子	函館市議会議員	斉藤さちこ市政研究会	函館市大川町12番24号	斉藤佐知子	同
佐古一夫	同	佐古一夫後援会	同 柳町4番5号	佐古一夫	同
竹花郁子	同	パリテの会	同 船見町22番15号	竹花郁子	同
横田有一	七飯町議会議員	横田有一後援会	亀田郡七飯町字鳴川町177番地	横田有一	同
佐名木幸子	倶知安町議会議員	さなぎ幸子後援会	虻田郡倶知安町字高砂208-45	佐名木幸子	後志支所
吹田友三郎	小樽市議会議員	吹田友三郎後援会	小樽市桜1丁目14番7号	吹田友三郎	同
尾田則幸	北村議会議員	尾田則幸後援会	空知郡北村字豊正683番地	尾田則幸	空知支所
角田浩晃	夕張市議会議員	角田浩晃後援会	夕張市清水沢1丁目23番地	角田浩晃	同
小林孝雄	同	小林たかお後援会	同 紅葉山231番地36	小林孝雄	同
斉藤旦	三笠市議会議員	斉藤わたる後援会	三笠市柳町461-53	斉藤旦	同
笹木利津子	奈井江町議会議員	笹木利津子後援会	空知郡奈井江町字奈井江748番地42	笹木利津子	同
佐藤孝治	三笠市議会議員	佐藤こうじ後援会	三笠市美園町8番地51	佐藤孝治	同
田村弘	滝川市長	滝川の新時代を創る会	滝川市大町1丁目8番1号	田村弘	同
棚田繁雄	北海道議会議員	たなだ繁雄栗沢後援会	空知郡栗沢町本町62-2番地	棚田繁雄	同
谷内八重子	美唄市議会議員	たにうち八重子後援会	美唄市東7条北4丁目7番5号	谷内八重子	同
平井儀一	長沼町議会議員	平井儀一後援会	夕張郡長沼町東8線南19番地	平井儀一	同
本郷幸治	美唄市議会議員	ほんごう幸治後援会	美唄市進徳東2	本郷幸治	同
増山宣之	岩見沢市議会議員	ますやま宣之後援会	岩見沢市上幌向北1条4丁目 平木忠男宅	増山宣之	同
室井安雄	旭川市議会議員	室井やすお後援会	旭川市常盤通3丁目1970番地 加藤ビル3階	室井安雄	上川支所
三井幸雄	同	もっと旭川を良くしたい	同 末広3条2丁目1-8	三井幸雄	同
高橋信郎	留萌市議会議員	高橋信郎を励ます会	留萌市千鳥町1丁目12番地	高橋信郎	留萌支所
天谷孝行	同	てんや孝行後援会	同 本町3丁目1の5	天谷孝行	同
河合武久	稚内市議会議員	宗谷開発研究会	稚内市富岡4丁目2番7号	河合武久	宗谷支所
本田満	同	稚政21	同 富士見4丁目1407番地1	本田満	同
山下英二	女満別町長	明日を拓くみんなの会山下英二後援会	網走郡女満別町住吉360番地4	山下英二	網走支所

奥谷公敏	湧別町長	奥谷公敏と共に歩む後援会	紋別郡湧別町栄町127番地	奥谷公敏	網走支所
坂本日出男	北見市議会議員	坂本ひでおと北見をすみよい街にする会	北見市高栄東町3丁目16番10号	坂本日出男	同
東海林勉	遠軽町長	東海林勉後援会	紋別郡遠軽町豊里219-3 東海林運輸株式会社内	東海林勉	同
田中稔浩	北見市議会議員	田中としひろと共に歩む会	北見市若葉1丁目1番2号	田中稔浩	同
阪田裕	同	屯田の杜の会	同 本町2丁目2番1号	阪田裕	同
真柳正裕	同	まやなぎ正裕後援会	同 北2条西2丁目	真柳正裕	同
山田庫司郎	網走市議会議員	「山田こしろうと市政を語る」市民の会	網走市駒場南6丁目2番5号	山田庫司郎	同
山谷敬二	遠軽町議会議員	山谷敬二後援会	紋別郡遠軽町西町1丁目	山谷敬二	同
田村興文	早来町議会議員	田村興文後援会	勇払郡早来町新栄878	田村興文	胆振支所
桜井忠	苫小牧市長	苫小牧未来責任連合「FRAT」	苫小牧市末広町1丁目14番18号	桜井忠	同
野村茂樹	白老町長	夢のある白老を築く会	白老郡白老町大町3丁目2番4号	野村茂樹	同
若林勇	室蘭市議会議員	わか林勇後援会	室蘭市母恋北町2丁目3番14号	若林勇	同
石川昭彦	えりも町議会議員	石川昭彦後援会	幌泉郡えりも町字大和794-1	石川昭彦	日高支所
佐藤はなえ	門別町議会議員	佐藤はなえ後援会	沙流郡門別町字緑町22-94	佐藤はなえ	同
岡田篤	北海道議会議員	21調査研究会	釧路郡釧路町睦3丁目6番6号	岡田篤	釧路支所
中司哲雄	同	中司哲雄後援会	標津郡中標津町東7条南2丁目1番地 中標津町農協内	中司哲雄	根室支所

北海道選挙管理委員会告示第77号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の届出事項の異動届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のと

おり公表する。
平成15年6月24日
北海道選挙管理委員会委員長 土屋良三
(平成15年1月分)

資金管理団体の届出事項の異動届出をした者			資金管理団体の名称	異動事項	異動内容		届出先
氏名	公職の種類				新	旧	
秋山孝二	札幌市長	秋山こうじ後援会連合会	主たる事務所の所在地		札幌市中央区南2条東3丁目10番24号	札幌市中央区南1条西5丁目8番地 愛生館ビル301号室	事務局
倉田万佐子	小樽市議会議員	倉田万佐子後援会	同		小樽市入船4丁目6番12号	小樽市住吉町3番1202号	後志支所
斎藤裕敬	北海道議会議員	斎藤ひろたか後援会	資金管理団体の名称		斎藤ひろたか後援会	斎藤裕敬後援会	同
同	同	同	公職の種類		北海道議会議員	小樽市議会議員	同
安田昌幸	岩見沢市議会議員	安幸会	同		岩見沢市議会議員	北海道議会議員	空知支所
岡田憲明	北海道議会議員	岡田憲明後援会	主たる事務所の所在地		深川市3条7番20号	深川市3条1番16号	同
獅畑輝明	赤平市議会議員	ししはた輝明と歩む会	同		赤平市大町1丁目3番地	赤平市大町1丁目1番地	同
村上宗範	北村長	村上むねのり後援会	同		空知郡北村字赤川586-54番地	空知郡北村字栄町640番地109	同
横田耕一	稚内市長	稚内市政研究会	資金管理団体の名称		稚内市政研究会	稚内総合地域活性化政治政策研究会	宗谷支所
守屋久義	苫小牧市議会議員	一久会	主たる事務所の所在地		苫小牧市弥生町1丁目2-10	苫小牧市しらかば町6丁目11-21	胆振支所

沖 田 龍 児 苫小牧市議会議員 沖田龍児と歩む会 主たる事務所の所在地 苫小牧市栄町3丁目1番20号 苫小牧市末広町3丁目5番9号 胆振支所

北海道選挙管理委員会告示第78号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の指定
取消届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公

表する。

平成15年6月24日

北海道選挙管理委員会委員長 土 屋 良 三
(平成15年1月分)

資金管理団体の指定の取消届出をした者	資 金 管 理 団 体	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	指 定 取 消 届 出 先 年 月 日
氏 名 公 職 の 種 類	資 金 管 理 団 体 の 名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	指 定 取 消 届 出 先 年 月 日
織 田 展 嘉 石狩市議会議員	織田のぶよし後援会	石狩市花畔352 - 38	織 田 展 嘉	平14.12.22 石狩支所
横 田 有 一 七飯町議会議員	横田有一後援会	亀田郡七飯町字鳴川町177番地	横 田 有 一	同14.12.10 渡島支所
佐 藤 光 国 赤平市議会議員	さとう光国を励ます会	赤平市昭和町6丁目2番地	佐 藤 光 国	同15. 1.14 空知支所
三 井 幸 雄 旭川市議会議員	もっと旭川を良くしたい	旭川市末広3条2丁目	三 井 幸 雄	同11.12.31 上川支所
坂 本 日出男 北見市議会議員	坂本ひでおと北見をすみよい街にする会	北見市高栄東町3丁目16番10号	坂 本 日出男	同14.12.31 網走支所
滝 口 守 斜里町議会議員	滝口守とあゆむ会	斜里郡斜里町朝日町22 - 9	滝 口 守	同15. 1.26 同
桜 井 忠 苫小牧市議会議員	桜井忠後援会	苫小牧市末広町1丁目14番18号	桜 井 忠	同14.12.31 胆振支所
田 村 興 文 早来町議会議員	田村おきふみ後援会	勇払郡早来町新栄878	田 村 興 文	同11. 4.30 同
野 村 茂 樹 白老町議会議員	野村茂樹後援会	白老郡白老町末広町3丁目5番7号	野 村 茂 樹	同15. 1. 9 同
石 川 昭 彦 えりも町議会議員	石川昭彦後援会	幌泉郡えりも町字大和794 - 1	石 川 昭 彦	同14.12.25 日高支所
窪 田 稔 帯広市議会議員	くぼたみのる後援会	帯広市西19条南3丁目24番地1	窪 田 稔	同12.12. 1 十勝支所
岡 田 篤 北海道議会議員	岡田篤と虹のネットワーク	釧路市幸町12丁目2番 民主党会館	岡 田 篤	同15. 1.18 釧路支所
山 崎 雷 司 浜中町議会議員	山崎雷司後援会	厚岸郡浜中町霧多布東3条1丁目9番地	山 崎 雷 司	同14.12.31 同

北海道選挙管理委員会告示第79号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体でな
かった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のと

おり公表する。

平成15年6月24日

北海道選挙管理委員会委員長 土 屋 良 三

(平成15年1月分)

資 金 管 理 団 体	資金管理団体でなくな った旨の届出年月日	届 出 先
資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
根室開発懇話会	標津郡中標津町東6条北2丁目	山 崎 正 隆
		平14.12.24 根室支所

北海道選挙管理委員会告示第80号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政党支部の届出があ
ったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成15年6月24日

北海道選挙管理委員会委員長 土 屋 良 三

(平成15年1月分)

当該政治団体を支部とする政党の名称 (政 党 本 部 の 名 称)	政 党 の 支 部 の 名 称	主たる活動区域が1以上の市町村又は選挙区の区 域を単位として設けられる支部であるか否かの別	届 出 先
自由民主党本部	自由民主党北海道札幌市北区第五支部	有	事 務 局
同	同 札幌市中央区第六支部	同	同
同	同 苫小牧市第三支部	同	胆振支所
同	同 室蘭市第一支部	同	同

正 誤

○平成15年5月30日(号外第38号)
北海道規則第67号(北海道行政組織規則の一部を改正する規則)中に次のとおり誤りがあ
ったので訂正する。

ページ	欄	行
6	左	16
誤	「審査指導課」	
正	「指導審査課」	

ページ	欄	行(表中)
7	左	25
誤	地域政策部 <u>地域政策観光課</u>	
正	地域政策部 <u>地域政策課</u>	

ページ	欄	行(表中)
7	左	27
誤	経 済 部 <u>商工労働課</u>	
正	経 済 部 <u>商工労働観光課</u>	

ページ	欄	行(表中)
13	左	9及び10
誤	保健福祉部地域医療課(医療業務に係る事 務を処理すべきこととされている者を除 く。)	
	保健福祉部医務薬務課	
	保健福祉部地域医療課(医療業務に係る事 務を処理すべきこととされている者に限 る。)	
	保健福祉部疾病対策課	
正	保健福祉部地域医療課(医療業務に係る事 務を処理すべきこととされている者を除 く。)	
	保健福祉部医療政策課	
	保健福祉部地域医療課(医療業務に係る事 務を処理すべきこととされている者に限 る。)	
	保健福祉部医務薬務課	

